

令和4年5月23日
調査及び立法考査局
社会労働調査室・課

諸外国における高齢者向けの所得保障制度

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制度名	補足的所得補償 (Supplemental Security Income: SSI)	年金クレジット (Pension Credit)	高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障 (Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung)	高齢者連帯手当 (Allocation de Solidarité aux Personnes Agées: ASPA)
対象等	65歳以上の高齢者又は障害者のうち、資産及び所得に関する受給資格要件を満たす者	公的年金の支給開始年齢(66歳)以上の低所得者。基準額との差額を支給する「保証クレジット」と、私的年金等から給付を受けている者に支給される「貯蓄クレジット」がある。	65歳以上の者又は18歳以上で稼得能力が減少・喪失した者	65歳以上の低所得者
受給者数	793万人(2021年1月)	142万人(2021年8月)	109万人(2019年6月) ※うち高齢者は57万人。	55万人(2017年末)
支給額等	<ul style="list-style-type: none"> 支給上限額(2022年1月) 単身者:月額841ドル(約10.0万円) カップル:月額1,261ドル(約15.0万円) 平均受給額(2021年1月) 月額585.53ドル(約7.0万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 支給上限額(2022年度) (保証クレジットの場合) 単身者:週182.6ポンド(約2.9万円) カップル:週278.7ポンド(約4.4万円) 平均受給額(2021年8月) (保証クレジットのみの場合) 週92.34ポンド(約1.4万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 平均需要額(2019年6月) 月額808ユーロ(高齢者)(約10.6万円) 平均支給額(2019年6月) 月額455ユーロ(高齢者)(約6.0万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 支給上限額(2022年1月) 単身者:月額916.78ユーロ(約12.0万円) カップル:月額1,423.31ユーロ(約18.6万円) ※給与収入や年金収入がある場合には減額。

(注) 円換算は、2022年5月分報告省令レートに基づき、1ドル=119円、1ポンド=157円、1ユーロ=131円として行った。
(出典) 厚生労働省『2020年海外情勢報告』<<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/>> 及び各国政府のウェブサイト等を基に作成。

担当：社会労働課 桐原康栄

令和元年6月18日
厚生労働省年金局数理課

本人の公的年金年金額の分布状況(65歳以上)

合計	本人の公的年金年金額										平均額 (年額)
	36万円 未満 (月額3万 円未満)	36～ 60万円 (月額3～5 万円)	60～ 84万円 (月額5～7 万円)	84～ 120万円 (月額7～ 10万円)	120～ 180万円 (月額10～ 15万円)	180～ 240万円 (月額15～ 20万円)	240～ 300万円 (月額20～ 25万円)	300～ 360万円 (月額25～ 30万円)	360万円 以上 (月額30万 円以上)	不詳	
% 100.0	% 1.9	% 8.9	% 17.0	% 18.5	% 18.1	% 20.1	% 12.3	% 2.2	% 0.7	% 0.3	万円 147.8

(出典) 平成29年 老齢年金受給者実態調査(厚生労働省年金局)
※国民年金及び厚生年金保険の老齢年金受給者(調査対象者数3,625万人)に対するサンプル調査

65歳以上の単独世帯数の推移－全国、東京都（2005年～2020年）

男女、 年次	実数（人）		65歳以上人 口に占める 単独世帯の 割合（%）	何人に一人 か（①÷ ②）
	①65歳以上 人口	②うち 単独世帯		
全国				
2005年（平成17年）	25,672,005	3,864,778	15.1	6.6
2010年（22年）	29,245,685	4,790,768	16.4	6.1
2015年（27年）	33,465,441	5,927,686	17.7	5.6
2020年（令和2年）	35,335,805	6,716,806	19.0	<u>5.3</u>
東京都				
2005年（平成17年）	2,295,527	498,443	21.7	4.6
2010年（22年）	2,642,231	622,326	23.6	4.2
2015年（27年）	3,005,516	739,511	24.6	4.1
2020年（令和2年）	3,107,822	811,408	26.1	<u>3.8</u>

出典：総務省統計局「国勢調査」
2022/5/23 総務省統計局国勢統計課

65歳以上の単独世帯の住居の種類別結果の推移—全国、東京都（2005年～2020年）

男女、 年次	65歳以上の単独世帯								
		持ち家	持ち家以外の住宅					給与住宅	間借り
			公営の借家	都市再生機構・ 公社の借家	民営の借家				
実数（人）									
全国									
2005年（平成17年）	3,864,778	2,495,287	1,346,952	354,231	108,966	811,741	12,755	59,259	
2010年（22年）	4,790,768	3,050,373	1,716,329	431,634	127,238	1,064,236	17,119	76,102	
2015年（27年）	5,927,686	3,773,563	2,115,075	516,556	161,239	1,349,667	16,182	71,431	
2020年（令和2年）	6,716,806	4,435,064	2,251,043	588,020	173,302	1,365,049	23,325	101,347	
東京都									
2005年（平成17年）	498,443	265,814	228,672	54,354	30,434	130,464	2,363	11,057	
2010年（22年）	622,326	314,186	304,635	69,443	33,912	182,729	3,706	14,845	
2015年（27年）	739,511	376,150	358,930	81,240	42,458	219,875	2,791	12,566	
2020年（令和2年）	811,408	435,080	372,399	90,471	46,958	210,990	4,112	19,868	
構成比（%）									
全国									
2005年（平成17年）	100.0	64.6	34.9	9.2	2.8	21.0	0.3	1.5	
2010年（22年）	100.0	63.7	35.8	9.0	2.7	22.2	0.4	1.6	
2015年（27年）	100.0	63.7	35.7	8.7	2.7	22.8	0.3	1.2	
2020年（令和2年）	100.0	66.0	<u>33.5</u>	8.8	2.6	20.3	0.3	1.5	
東京都									
2005年（平成17年）	100.0	53.3	45.9	10.9	6.1	26.2	0.5	2.2	
2010年（22年）	100.0	50.5	49.0	11.2	5.4	29.4	0.6	2.4	
2015年（27年）	100.0	50.9	48.5	11.0	5.7	29.7	0.4	1.7	
2020年（令和2年）	100.0	53.6	<u>45.9</u>	11.1	5.8	26.0	0.5	2.4	

注）住宅以外に住む世帯及び住居の種類「不詳」があるため、内訳を合算してもと65歳以上の単独世帯総数とは一致しない。

出典：総務省統計局「国勢調査」
2022/5/23 総務省統計局国勢統計課

※65歳以上単独世帯割合は全国平均

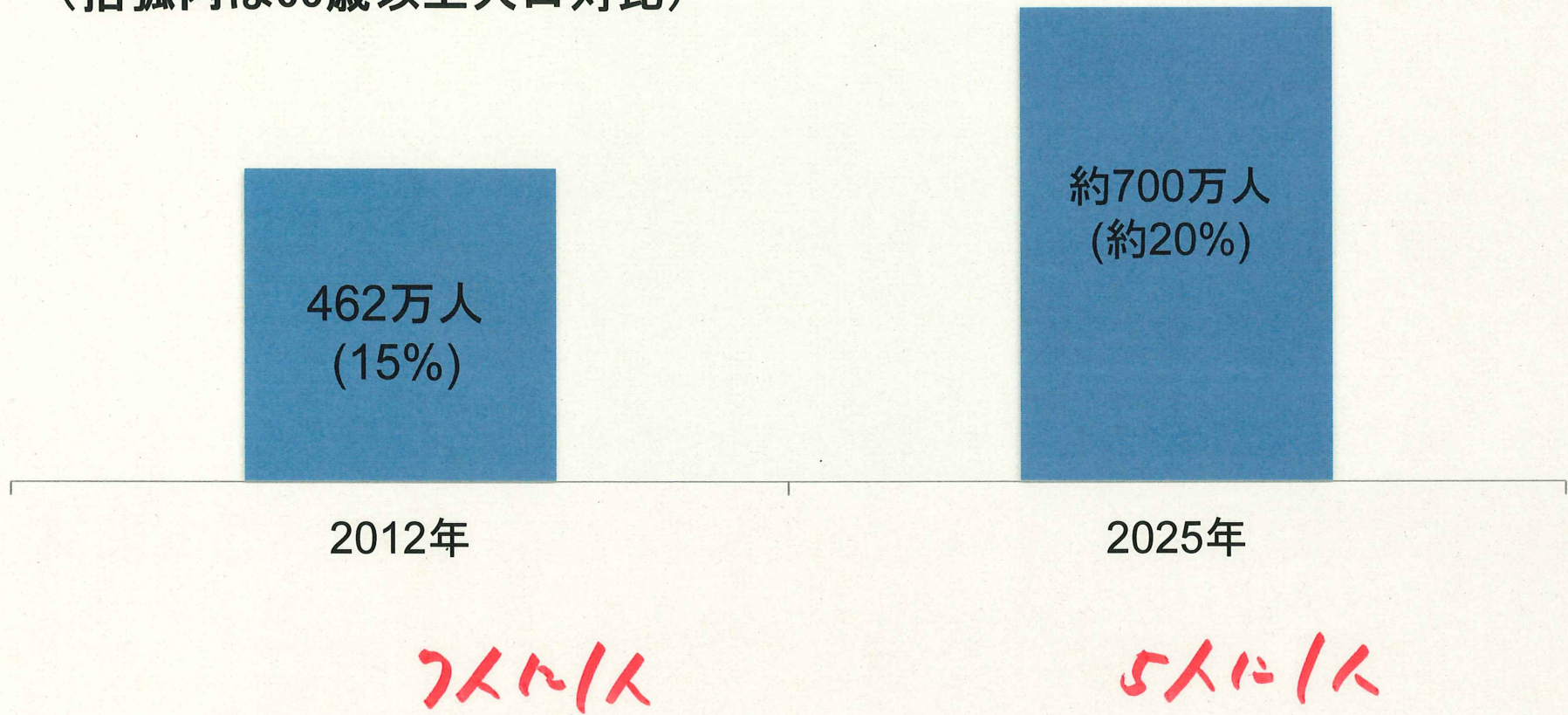
令和4年5月26日 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

認知症高齢者の将来推計

- 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していくと推計されています。

(括弧内は65歳以上人口対比)



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学 二宮教授)による速報値

衆議院議員長妻昭君提出生活保護の制度と水準に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの他国の公的扶助制度における扶養義務の範囲については、詳細に把握しているものではないが、例えば、厚生労働省において平成二十年度に調査会社に委託して行った「諸外国における公的扶助制度等の調査研究」によると、ドイツの「社会扶助」においては親子及び配偶者・パートナー間並びに申請者と居住を共にする者の間、フランスの「積極的連帯所得」においては夫婦間及び二十五歳未満の子に対する親、英国の「所得補助」においては夫婦間及び十九歳未満の子に対する親、米国の「補足的保障所得」及び「貧困家庭一時扶助」においては同居する配偶者間及び十八歳以下の子又は養子に対する親、スウェーデンの「社会扶助」においては十八歳未満(一定の場合)にあつては、二十歳未満)の子に対する親となっている。

一の2について

お尋ねの「扶養照会」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。なお、お尋ねの「絶対的扶養義務者」とは、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和三十八年四月一日付け社発第二百四十六号厚生省社会局長通知)において、配偶者並びに民法(明治二十九年法律第八十九条)に規定する直系血族及び兄弟姉妹としている。

一の3について

お尋ねの「現行法制における扶養義務者への通知」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

歴代食品安全委員会事務局長

	氏名	在任終了後の異動先
初代	梅津 準士	農林水産省大臣官房付
2	齊藤 登	農林水産政策研究所長
3	栗本 まさ子	農林水産省生産局付(退職)
4	姫田 尚	農林水産省生産局付(退職)
5	川島 俊郎	退職
6	小川 良介	農林水産省消費・安全局長
7	鋤柄 卓夫	—

食品安全委員会事務局長OBの食品関連企業への再就職の状況

氏名	年月日	再就職先
姫田 尚	H29.5.25	わらべやや日洋ホールディングス(株) 社外取締役(監査等委員)

(注)平成20年12月31日以降、国家公務員法第106条の25第2項に基づく再就職情報の公表があったもの